

“名は体を表す”か!?

学部・学科名、学位に付記する専攻名の乱立。
短大では“絵文字「(^ ^)」入り”コース名も登場!

旺文社 教育情報センター 21年5月

平成3(1991)年の「大学設置基準」の大綱化以降、大学の行政規制の大幅な緩和が図られる中、16年度からの「認証評価制度」の導入によって、設置認可行政は“事前規制”から“事後チェック”へと大きく転換されてきた。

その結果、大学・学部(学科)の新増設の拡大と相俟って、学部・学科名や学位に付記する名称も急増。現在、学部名は400種以上で、17年度に「学士」に付記された専攻名は580種に達した。そして、短大では今年度、「日本語日本文化(^ ^)コース」まで登場した。

学部・学科名や学位専攻名の乱立は、個性化・特色化を図り、“オンリーワン”を標榜する大学側の戦略の産物ともいえるが、学部・学科の中身が見えにくい、学生の学習成果が分かりにくい、国際通用性の確保が難しいなどといった問題点も指摘されている。



<少子化に反し、大学・学部が急増>

この20年ほどの18歳人口と高卒者数の推移を見ると、それぞれ平成4(1992)年の204.9万人、180.7万人をピークに減少の一途をたどり、平成20年には当時の5分の3程度の、それぞれ123.7万人、108.9万人まで減っている。

その一方で「大学設置基準」(以下、設置基準)の大綱化以降、大学新設の抑制方針の撤廃、設置認可の規制緩和の中で生き残りをかけ、短大から大学への改組・転換や受験生獲得策としての学部・学科の改組・再編などが盛んに行われてきた。

20年の大学数と学部数は、18歳人口・高卒者数が直近のピーク時であった4年に比べ、それぞれ約1.4倍、約1.5倍に増加。特に15年度からの「設置認可の弾力化」(届出制の導入)により、学部数は15年の1,905学部から20年の2,101学部へと、5年間で約10%増えた。(図1参照)

<規制緩和で、学部・学科名、学位に付記する専攻名が急増>

○ 学部・学科名

学部の名称等に関し、設置基準などでは大学における基本的な学問分野として、次のような15の分野種類を想定している。

●設置基準で想定される大学における15の分野種類

文学／教育／法学／経済学／商学／理学／工学／農学／薬学／家政／美術／
音楽／体育／医学／歯学

現行の設置基準では、「大学、学部及び学科(以下、大学等)の名称は、大学等として適当

であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする」とされ、特段の規制はない。

また、15年度から導入された学部・学科等設置の「届出制」では、学問体系が確立した次のような17の分野を定め、既設学部・学科等と同一分野の中での設置は届出とされている。

なお、17の分野に属さない学際融合分野については、一定条件の下での届出が可能。

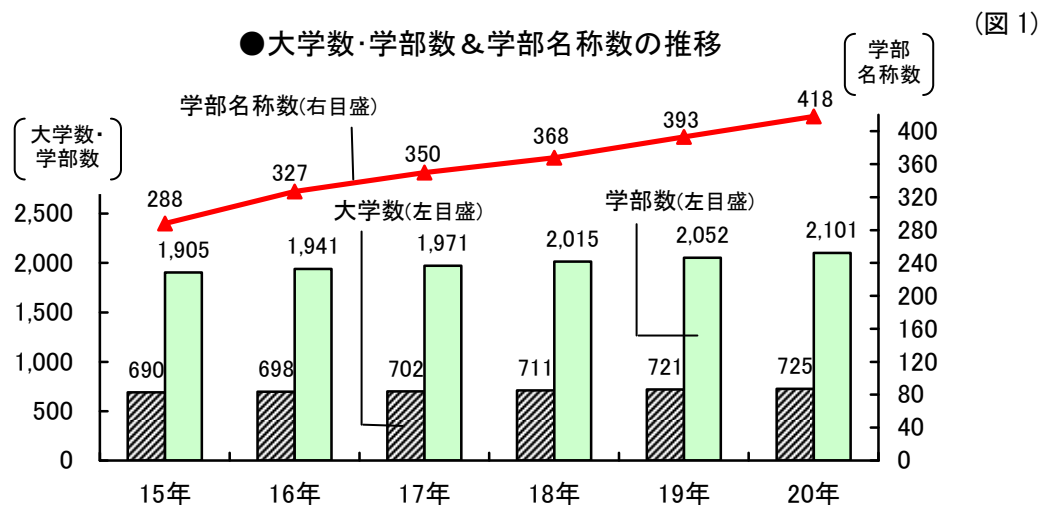
●学部・学科等設置の「届出」の指標となる17の分野

文学／教育学・保育学／法学／経済学／社会学・社会福祉学／理学／工学／農学／獣医学／医学／歯学／薬学／家政／美術／音楽／体育／保健衛生学

学部・学科等の名称が各大学に任されている状況で、前述のような学部(学科)数の急増により、学部・学科名の種類も急激に拡大している。学部名の種類は、15年の288種から20年には418種となり、5年間で約1.5倍に急増している。(図1参照)

こうした名称の自由度と、教育研究内容の多様化、複雑化、学際化、さらには時代や社会のニーズなどとも重なり、学部・学科の名称は実に千差万別の様相を示している。少し前までは「文化」「情報」「環境」「福祉」「国際」などが新名称のキーワードであったが、最近では「健康」「人間」「スポーツ」「子ども」などとともに、長いカタカナ名も少なくない。

また、学際的な教育研究、科学技術の進展などに伴い、既存の伝統的な学部・学科を改組・再編し、独創的な名称を冠した学部・学科名も目に付く。



注. ①大学数は、募集停止、大学院大学を除く。② 学部数は、学群、学域を含む。(「全国大学一覧」より)

○ “絵文字「(^ ^)」入りの名称

ところで、短大ではあるが、“絵文字”入りのコース名「日本語日本文化(^ ^)コース」(言語文化情報学科)が今年度、登場した。このコースでは、学生の日常「(^ ^)」と直結し、生活に役立つ日本語や日本文化の教育を目指すとしている。そして、受験生や学生にそのことを“アピール”するために敢えて“絵文字”を用いたという。

携帯電話などでの絵文字(顔文字)に慣れ親しむ受験生(若者)にとっては違和感もなく、自然に受け入れられるのか。今後は、こうした絵文字入りの学部名や学科名が大学にも進出してくるのだろうか。

○「学士」「修士」「博士」に付記する名称

大学は、大学(学士課程)を卒業した者に対し「学士」の学位を、大学院(専門職大学院を除く)の修士課程を修了した者に対し「修士」の学位を、同じく博士課程を修了した者に対し「博士」の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し「文部科学大臣の定める学位」(専門職学位)を授与することが規定されている。

なお、短大を卒業した者に対しては、「短期大学士」の学位が授与される。

こうした学位の名称も、平成3年の学位制度の見直しで簡素化されたのである。

例えば、平成3年の改正前まで、「学士」は大学卒業者の“称号”として位置づけられ、履修した専攻に応じて、次の29種類の学士名が定められていた。

●平成3年の学位規則改正以前の「学士」の種類(29種)

文学士／教育学士／神学士／社会学士／教養学士／学芸学士／社会科学士／法学士／政治学士／経済学士／商学士／経営学士／理学士／医学士／歯学士／薬学士／看護学士／保健衛生学士／鍼灸学士／栄養学士／工学士／芸術工学士／商船学士／農学士／獣医学士／水産学士／家政学士／芸術学士／体育学士

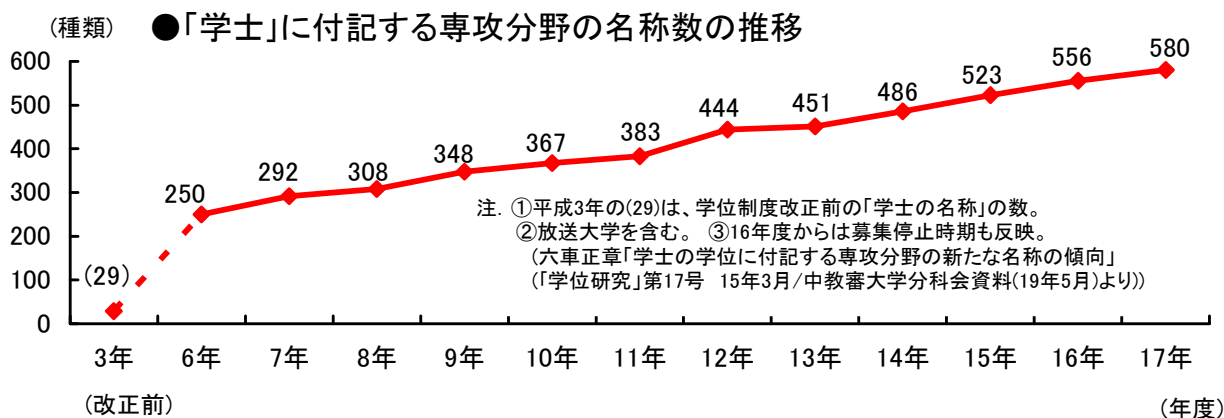
因みに、“学位”として位置づけられていた「修士」と「博士」は制度改正前まで、専攻分野に応じて、「修士」28種類、「博士」19種類が定められていた。

学位制度の改正後、「学士」は単なる“称号”(29種類)から“学位”の一つとして位置づけられ、1本化された。ただ、「学生がどのような分野を履修したのかを明示することは社会的にも有用である」とされ、「学士(文学)」「学士(子ども学)」などと、「学士」の後に専攻分野の名称をカッコ書きで付記することになった。

この「学士」に付記する専攻分野の名称についてはルール化されていないため、前述の学部・学科名と同様、一挙に多様化・個性化した。「学士」に付記する名称の種類は、6年度の250種から17年度の580種と、11年度間で約2.3倍に急増している。(図2参照)

なお、「修士」(28種類)、「博士」(19種類)も種類に関する規定は廃止(1本化)されたが、「学士」と同様、専攻分野を付記するものとされた。17年度時点で、「修士」に付記する名称は467種、「博士」に付記する名称は320種に及ぶ。

(図 2)





＜教育研究の多様化・個性化と学位制度のルール化＞

学位は取得した知識・技能、能力の証(学習成果)であり、付記された名称はその分野を示すものである。学部・学科の多様化、個性化などに伴い、「学士」に付記される専攻分野の名称も前述のように拡大しており、名称の約6割は当該大学のみで用いられているという。

こうした状況は、学問の進展と教育研究の細分化などによる当然の結果ともいえようが、真に学問や科学技術の進展に即しているのか、国際通用性を確保できるのか、学生の学習成果を適切に表すことができるのか、といった問題点も指摘されている。

先の中教審答申『学士課程教育の構築に向けて』(20年12月)では、「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)を、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)と「入学受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)とともに学士課程教育改革の3本柱に据え、学位に付記する専攻名称の在り方の検討や国際通用性のチェックなどを求めている。

ただ、各大学における教育研究の多様化・個性化(独自性)と、学位の信頼性、国際的通用性といった大学の質保証からみた学位制度のルール化(秩序)との関係は、難しい課題である。

いずれにせよ、学部・学科の名称や「学士」に付記される専攻分野の名称は、受験生にとっては志望学部・学科の選択の目安になり、企業にとっては採用する学生の学習成果を知る手がかりとなる。それだけに、中身の分かりやすい名称が求められよう。

“名は体を表す”ものでなくては、かえって逆効果になることもある。

(2009. 05. 大塚)